

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 新旧対照条文

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第百九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(1) ～ (174) (略)</p> <p><u>(175) pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）</u></p> <p><u>(176) ～ (197) (略)</u></p> <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>別表第2</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品を除く。）</p> <p>(1) ～ (47) (略)</p> <p><u>(48) pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）</u></p> <p><u>(49) ～ (52) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(1) ～ (174) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(175) ～ (196) (略)</u></p> <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>別表第2</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品を除く。）</p> <p>(1) ～ (47) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(48) ～ (51) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>